

大分県報

令和七年
号外（一）
三月二十一日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部改正	一
告 示	一
運転免許更新時講習業務委託人参加資格審査規程の一部改正	九
警察本部訓令	九
幹線交差の標識と圍わの標識の一部改正	九

○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

大分県公安委員会規則第2号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「若しくは住民票の写し又は」を「、住民票の写し、」に改め、
「」の写し」の次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面の写し」を加え、同項第3号中「免許証の写し」の次に「又は免許情報記録に係る事項が記載された書面」を加える。

第22条の3第1項中「免許条件変更・解除申請書」を「運転免許条件変更・解除申請書」に改め、同項第2号中「免許証」を「免許証等（免許証又は免許情報記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項第1号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項

第2号中「、第22条の5、第23条、」を「から第23条まで及び」に、「及び第24条の4」を「から第24条の7まで」に改める。

第22条の5の見出し中「変更の届出」を「変更届出」に改め、同条中「第94条第1項」の次に「（法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第2項」を「法第94条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 施行規則第21条第6項の規定により申請書に申請用写真を添付する必要がある場合は、大分県運転免許センター又は警察署において申請を行う場合とする。

第22条の5の次に次の1項を加える。

（特定免許情報の記録の申請等）

第22条の6 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請、同条第4項の規定による免許証の返納（施行規則第21条の5の規定による届出を含む。）、法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消を受けるための免許情報記録個人番号カードの提示（施行規則第21条の8の規定による届出を含む。）、法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請並びに法第95条の5第3項第1号及び第2号の措置を講じるための施行規則第21条の13第1号及び第21条の14第1項第1号の規定による免許情報記録個人番号カードの提示は、大分県運転免許センター又は警察署において行わなければならない。

2 施行規則第21条の2第3項及び第21条の9第3項の規定により申請書に申請用写真を添付する必要がある場合は、大分県運転免許センター又は警察署において申請を行う場合とする。

第23条の見出し及び同条第1項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第23条の2に次の1項を加える。

2 公安委員会は、法及びこれに基づき命令の規定により、個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録し、若しくは免許情報記録を書き換え、又は運転経歴情報を記録するときは、電子署名を行うものとする。

第23条の3中「及び」を「、法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請、同条第11項の規定による免許証の交付の申請、」に、「免許証の更新の申請並びに」を「免許証等の更新の申請、」に改め、「申出」の次に「及び法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請」を加える。

第23条の4中「免許証の更新の申請」を「同項の規定による免許証等の更新の申請及び同条第3項の規定による免許情報記録の書換えの申出並びに法第101条の4の2第4項の規定による免許証の返納」に改める。

第24条の3の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条第1項中「又は法第104条の4

<p>第5項（法第105条第2項において運用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第30条の9第3項又は施行規則第30条の10第2項」を「第30条の7第4項」に改め、「又は申請」を削り、同項を同条第2項とする。</p> <p>第21条の4第1項中「第30条の12第1項」を「第30条の10第1項」に、「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「申請又は」を「申請、」に、「第30条の14」を「第30条の12」に改め、「返納」の次に「（同条第2項及び第3項の規定による届出を含む。）」、施行規則第30条の15第1項の規定による住所等の変更の届出又は施行規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消を受けるための運転経歴情報記録個人番号カードの提示（同条第2項の規定による届出を含む。）」を加え、同条第2項中「第30条の12第2項」を「第30条の10第2項及び第30条の15第2項」に、「運転経歴証明書記載事項変更届出書」を「運転経歴証明書記載事項変更届」に改め、同条第3項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「運転経歴証明書交付・再交付申請書」を「運転経歴証明書交付等・再交付申請書」に改め、同条に次の7項を加える。</p> <p>4 施行規則第30条の11第2項の規定により申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、大分県運転免許センターにおいて申請を行う場合とする。</p> <p>5 施行規則第30条の12第2項の届出書は、運転経歴証明書返納・運転経歴情報抹消届（第20号様式の5）とする。</p> <p>6 施行規則第30条の16第2項の届出書は、運転経歴証明書返納・運転経歴情報抹消届とする。</p> <p>7 施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付を受ける際に法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとするときは、当該記録の申請は、前条第2項の規定にかかわらず、第3項の申請書に当該記録を受ける旨を記載して行うものとする。</p> <p>8 前項の記録を受ける際に施行規則第30条の12第2項の規定により運転経歴証明書を返納しようとするときは、第5項の規定にかかわらず、第3項の申請書に運転経歴証明書を返納する旨を記載するものとする。</p> <p>9 施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付を受ける際に施行規則第30条の16第2項の規定により運転経歴情報の抹消を受けようとするときは、第6項の規定にかかわらず、第3項の申請書に運転経歴情報の抹消を受ける旨を記載するものとする。</p> <p>10 施行規則第30条の16第1項の規定により運転経歴情報の抹消を受けるときは、運転免許</p>	<p>申請書（施行規則別記様式第12）に運転経歴情報の抹消を受ける旨を記載するものとする。</p> <p>第24条の4を第24条の7とし、同条の前に次の3条を加える。</p> <p>（免許証の返納）</p> <p>第24条の4 法第106条の3第1項の規定による免許証の返納（同条第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証の交付を受ける場合を除く。）及び同条第4項の規定による免許証の提出は大分県運転免許センター又は警察署において、同条第1項の規定による免許証の返納（同条第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証の交付を受ける場合に限る。）は大分県運転免許センターにおいて行わなければならない。</p> <p>（免許情報記録の抹消等）</p> <p>第24条の5 法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消を受けるための免許情報記録個人番号カードの提示（同条第2項の規定により免許情報記録の書換えを受ける場合を除く。）は大分県運転免許センター又は警察署において、同条第1項の規定による免許情報記録個人番号カードの提示（同条第2項の規定により免許情報記録の書換えを受ける場合に限る。）は大分県運転免許センターにおいて行わなければならない。</p> <p>（運転経歴証明書の交付の申請等）</p> <p>第24条の6 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付若しくは同条第3項の規定による運転経歴情報の記録又はその双方の申請は、大分県運転免許センター又は警察署において行わなければならない。</p> <p>2 施行規則第30条の8第1項の申請書は、運転経歴証明書交付等・再交付申請書（第20号様式の3）とする。</p> <p>3 施行規則第30条の8第2項の規定により申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、大分県運転免許センターにおいて申請を行う場合とする。</p> <p>4 法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録を受ける際に施行規則第30条の12第2項の規定により運転経歴証明書を返納しようとするときは、次条第5項の規定にかかわらず、第2項の申請書に運転経歴証明書を返納する旨を記載するものとする。</p> <p>5 法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付を受ける際に施行規則第30条の16第2項の規定により運転経歴情報の抹消を受けようとするときは、次条第6項の規定にかかわらず、第2項の申請書に運転経歴情報の抹消を受ける旨を記載するものとする。</p> <p>第25条を次のように改める。</p> <p>（運転免許証交付等手数料の納付）</p> <p>第25条 法第112条第1項第3号に規定する免許証交付手数料（仮運転免許に係るものを除</p>
---	--

く。)及び同項第4号の2に規定する特定免許情報記録手数料(法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録に係る手数料のうち法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下「更新時不交付申出」という。))をする場合の手数料並びに法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合であつて法第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受けるときの手数料を除く。)は、運転免許証交付等手数料納付書(第21号様式)により納付しなければならない。

第30条中「掲げる講習」の次に「(令第43条第1項の表の講習手数料の項に規定するオンライン講習を除く。)」を加え、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第17号様式の2を次のように改める。

第17号様式の2 (第22条の3関係)

大分県公安委員会 殿				資料区分 58		申請種別 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 不交付免許証 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 返納 <input type="checkbox"/> 抹消	
フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日	大正	昭和	平成	性別
		2	3	4			男・女
免許の条件コード							
現在保有するもの							
後保するものを希望するもの	有・無						
マイナンバーカードの有無							
色覚検査番号							
公安委員会等							
特定免許年月日							
免状情報記録							
免状年月日							
免状末日							
				適性検査結果			
視力		裸眼		矯正(眼・コ)		視野	
左眼	0.3	右眼	0.5	左眼	0.3	右眼	0.5
0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8
0.3	0.5	0.3	0.5	0.3	0.5	0.3	0.5
0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8
視力		両眼		両眼		計	
1回		1回	0.7	0.8	0.7	0.8	
2回		2回					
3回		3回					
平均		平均					
				運動能力		検査者	
				聴力		合・否	
						合・否	
						検査者	
						確認者	
						所属受付印	

備考 申請者は、太枠内のみ記入すること。

第20号様式の3及び第20号様式の4を次のように改める。

第20号様式の3（第24条の6、第24条の7関係）

大分県公安委員会 殿		資料区分		申請種別	
運輸経歴証明書交付等・再交付申請書（登録票）		36		<input type="checkbox"/> 経歴 <input type="checkbox"/> マイナ経歴 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 再交付 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 返納 <input type="checkbox"/> 抹消	
申請者氏名		年月日		確認書類	
フリガナ		住民票・郵便物・事項証明（全・一）・健康保険証・役所通知書・マイナンバーカード・その他（			
氏名		電話番号			
記載事項		①			
生年月日		大正 昭和 平成		②	
2 3 4		年 月 日		住所を管轄する警察署	
性別		男・女		器	
変更住所					
居住					
理		暗証番号は設定しません。その旨を申出します。			
希望		有 ・ 無		氏名	
現在の保有状況		後保有的を 今喪するもの		所属受付印	
マイナンバーの有効力の有無		有 ・ 無			
免許番号等		記 録 簿 記 録 簿 記 録 簿			
特定免許情報		免許年月日			
申請取消年月日		年月日			
有効期間満了年月日		年月日			
交付年月日		年月日			
		照 会 番 号			

備考 1 申請者は、太枠内のみ記入すること。

2 記載事項変更欄は、変更する事項のみ記入すること。

第20号様式の4 (第24条の7関係)

第20号様式の4の次に次の1様式を加える。

申請種別 <input type="checkbox"/> 経歴証明書 <input type="checkbox"/> マイ経歴証明書 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 返納 <input type="checkbox"/> 抹消										
大分県公安委員会 殿 年 月 日										
運転経歴証明書記載事項変更届(登録票)										
資料区分	県内・県外		住所		氏名	住所	氏名	呼び名	生年月日	住民票・郵便物・事項証明(全・一)・健康保険証・住所通知書・マイナンバー)その他()
51	1		2		3	8	50			
記載事項変更 確認書類										
届出者氏名										
① 電話番号										
②										
住所を管轄する警察署										
変更事項 氏名 大正 昭和 平成 年 月 日 性別 男・女										
現在保有するもの マイナンバーカードの有無 有 ・ 無 今希望するもの 運転経歴情報等 記録 録 安 委 員 会										
備考 1 届出者は、太枠内のみ記入すること。 2 変更事項欄は、変更する事項のみ記入すること。										

令和七年三月二十一日

大分県報号外(公安委規則)

第20号様式の5（第24条の7関係）

運動経歴証明書返納・運転経歴情報抹消届（登録票）

大分県公安委員会 殿

年 月 日

申請種別

返納

抹消

男・女

フリガナ	生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	性別
氏名	男	2	3	4				男・女

今回返納・抹消の す る も の	現在 保 有 の も の	今 後 保 有 す る も の	運 転 経 歴 情 報 記 録 番 号	運 転 経 歴 情 報 記 録 等 年 月 日
------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	--	--

運動経歴情報 登録番号	現在保有の もの	今後保有する もの	運転経歴情報 登録等年 月日	所属受付印
----------------	-------------	--------------	----------------------	-------

--	--	--	--	--

備考 届出者は、太枠内のみ記入すること。

第21号様式を次のように改める。

第21号様式 (第25条関係)

大分県公安委員会 殿		運輸免許証交付等手数料納付書		年 月 日											
氏 名															
生 年 月 日	年 月 日														
今後保有を希望するもの	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> ペイナ免許証														
今回取得した免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽 ^{けん}	大	中	普	大	牽 ^{けん}
	型	型	中	通	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引	型
手 数 料															

備考 1 今回取得した免許の種類欄には、免許の種類を表す略語の上に○を付すこと。
 2 手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙を手数料欄に貼り付けること。

第24号様式の2中

大 中 準 普 大 大 普 小 原 牽 大 中 大 牽
 型 中 中 通 大 自 自 特 付 引 型 型 通 特 付 引 型 型 通 特 付 引

に、「交付公安委員会」

を「交付等公安委員会」に改める。

第25号様式を次のように改める。

第25号様式（第28条関係）

停止処分者講習受講申請書			
		年 月 日	
大分県公安委員会 殿		申出者 住所	氏名
私は、運転免許の効力の停止等を受けましたが、道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する停止処分者講習の受講を申し上げます。			
停止等の期間	日間	講習区分	短期講習 中期講習 長期講習
免許種別	一種	大型	准中型 普通 大自二 普自二 原付
	二種	大型	中型 普通 大特 <small>けん</small> 牽引
講習場所	大分県運転免許センター		
手数料を証紙により納付する場合は、当該証紙をこの欄に貼り付けてください。			

第27号様式の2中

免許証番号	年月日	公安委員会
免許証番号	年月日	公安委員会
免許情報記録番号	年月日	公安委員会記録等

改める。

第27号様式の4中

「牽引」を「牽引」に、
「牽引」を「牽引」に改める。

第27号様式の5中

道路交通法施行規則第38条第13項第2号の表の第1号に掲げる講習方法に係る講習
 同表の第2号に掲げる講習方法に係る講習

自動車等を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習
 実車等指導を含まない講習

「牽引」を「牽引」に、
「牽引」を「牽引」に改める。

第28号様式の2及び第28号様式の4中

免許証番号	年月日	公安委員会
免許証番号	年月日	公安委員会
免許情報記録番号	年月日	公安委員会記録等

改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第百三十一号

運転免許更新時講習業務委託人札参加資格審査規程（平成二十年大分県告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二条中「自動車運転免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

附 則

この告示は、令和七年三月二十四日から施行する。

○ 警 察 本 部 訓 令

大分県警察本部訓令第3号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

幹部交番の運営に関する規程（平成24年大分県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

大分県警察本部長 嶋 野 徹

第2条第2項第1号中「運転免許証の更新」を「運転免許証及び免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）」に改め、同項第2号中「記載事項」の次に「（免許情報記録個人番号カードに記録された同事項を含む。）」を加え、同項第9号を第13号とし、第6号から第8号までを4号ずつ繰り下げ、同項第5号中「再交付の申請」の次に「、返納の届出」を加え、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 運転経歴情報の記録の申請、住所等の変更の届出、抹消の届出及び抹消に関すること。

(9) 免許証等の更新時の講習に関すること。
第2条第2項第4号中「申請」の次に「、運転免許証の返納及び免許情報記録の抹消」を

加え、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 特定免許情報の記録の申請、運転免許証の返納の届出、免許情報記録の抹消の届出及び運転免許証の交付の申請に関すること。

(5) 戸籍電子証明書及び特定署名用電子書記録情報の提供を受けるための措置に関すること。

附 則

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

令和七年三月二十一日

大分県報号外（公安委規則・告示・警察本部訓令）